岩手県告示第119号

特定大規模集客施設の立地の誘導等に関する条例（平成19年岩手県条例第75号）第５条第１項の規定による届出について同条例第10条第１項の規定により述べた意見について、同条第４項の規定により、次のとおり当該意見についての見解及びその理由の報告があった。

平成25年２月26日

岩手県知事　達　増　拓　也

１　届出者の名称　イオンタウン株式会社

２　特定大規模集客施設の名称及び所在地　（仮称）イオンタウン釜石　釜石市港町二丁目51番41

３　意見の概要　車両の入退店に伴う交通渋滞が予測されることから、関係機関と十分協議の上、適切な入退店経路の設定、案内表示看板の設置、交通誘導員の配置、公共交通機関の利用促進など周辺の交通渋滞発生を回避する措置を講じること。

４　当該意見についての見解及びその理由の概要　施設の設置による周辺交通への影響を緩和するため、案内表示看板等による来店経路の誘導、交通誘導員の配置、チラシ等での公共交通機関利用による来店の呼び掛け、自社従業員に対する公共交通機関を利用した通勤の促進などの対策を行う。

５　関係書類の縦覧の期間及び場所

（１）　期間　平成25年２月26日から同年３月26日まで

（２）　場所　岩手県商工労働観光部経営支援課及び沿岸広域振興局経営企画部並びに釜石市役所、大船渡市役所、遠野市役所、住田町役場及び大槌町役場